

# 模擬弁論に登場する弁護

——伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』を題材に——

栗 辻 悠

## 目 次

- 1、はじめに
- 2、対象史料について——伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』
- 3、伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』における弁護
- 4、おわりに

## 1、はじめに

前稿においては、古代レトリックの法廷における実践的有用性について考察するという筆者の目的を明らかにした上で、先行研究においてレトリック史料としてはたびたび注目されながらも、その側面からは十分に具体的に検討されてきたとは言えない模擬弁論史料を題材として、爾後の研究を進展させるという方向性を打ち出した<sup>1)</sup>。そこで取り扱うべき史料や先行研究は多様であり、本格的な検討は目下進行中である<sup>2)</sup>。その第一段階である本稿の趣旨は、筆者の研究の展開において重要なある一点について、具体的な史料に基づいて確認しておこうというものである。それは、取り扱うべき模擬弁論史料の記述において、筆者の研究開始以来の関心事として中心的な位置を占めている「ローマ世界における弁護」が、どのようなものとして扱われているかという問題である。

---

1) 拙稿「古代レトリック再考(一)～(二・完)」『関西大学法学論集』66巻4号101-142頁、67巻1号112-152頁。

2) 科研費番号18K12619「帝政期ローマの法廷実践における模擬弁論教育の意義」を本年度から開始した。

そのことの確認を要する理由としては、研究史上、ローマ世界の法廷におけるレトリックの実践的な意義が、それを肯定的に解する場合にも否定的に解する場合にも、弁論の能力において余人に優り、他人からの依頼を（ときに有償で）受けて法廷で弁論を行う「法廷弁護人」の養成と結び付けて理解されてきたということがある<sup>3)</sup>。このことは実のところ、史料の直接の検討による裏付けを要する問題である。というのも古代レトリックは、必ずしも現代の法学のような意味における「法の専門教育」の位置を占めていたわけではなく、一人前の市民として修得しておくべき教養という性質が強かった一方で、法廷の弁論において役立つある種の専門的な技術を身に付けるための教育という性質もまた兼ね備えていたという、単純に割り切れない存在だからである<sup>4)</sup>。教養（一人前の市民の養成）と法廷の専門的な教育（法廷弁護人の養成）の狭間を漂うかのようなその二面性<sup>5)</sup> ゆえにこそ、模擬弁論をはじめとするレトリック文献史料は古典学や歴史学の研究者のみならず、法（制史）学者をもひきつけてきたのではないかと考えられるわけではあるが<sup>6)</sup>、レトリック教育それ自体が弁護という活動をどのように意識していたのかという点は、その二面性ゆえにかえって分かりにくくなっていると思われる。それゆえに、当時のレトリックの実践的な意義について検討する上では、法廷弁護の扱いを改めて直接にレトリック史料から読み取ることも意味があるのではないかと考えられる。

以上のことを踏まえて本稿では、古代レトリックの訓練の集大成ともされる

- 
- 3) 拙稿「古代レトリック再考（一）」105頁以下、Ⅱ法廷実践とレトリックの章を参照。  
 4) この点は、明示的ではなくとも、多くの先行研究においておそらくは当然の前提となっている。  
 5) もちろんこの問題は、古代ローマにおける「一人前の市民」が、他の世界におけるのと比べてはるかに法廷という空間に親しんでいるという性質に繋がっているわけであり、その意味でローマ人自身にとっては、これは二面性でも何でもないと捉えられうるのであるが。  
 6) ただし法（制史）学者による模擬弁論史料の検討においては、法廷弁護のための教育という論点よりも、そこに登場する（架空のあるいは実在の）法文とローマ法との関係という論点が重要とされがちであったことについては注意が必要である。拙稿「古代レトリック再考（二・完）」134-137頁。なおレトリック全般については、同論文中のⅢ法学とレトリックの章において概観した。

模擬弁論において<sup>7)</sup>、法廷での弁護という活動がどこまで、そしてどのように意識されていたのかを解明することを目指したい。そのためには、模擬弁論史料においていつどのような場合になにゆえ弁護が登場してくるのかという問題の探究と、弁護が採用されたケースでは弁論の内容に実質的にどのような差が出てくるかという問題の探究という二段階が（少なくとも）存すると考えられるが、本稿では紙幅の関係もあり、主として前者の問題を扱うこととする。

ただしこのような限定をかける際に注意しておくべきこととして、教養という側面と専門家の養成という側面は排斥し合うものではないから、本稿での検討のみから何らかの分かりやすい図式的結論が必ずしも期待できるというわけではないということがある。極端な場合についていえば、たとえ弁護の採用されている例が史料中に一つもないとしても、その教育は単なる一般教養として市民に提供されているのだと即断できるわけではなく、例えば内容的に高度な技術を教えているものであれば、法廷の専門家を養成するという側面をも同時に認めることもできようからである。

## 2、対象史料について——伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』

本稿では、伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』を検討の対象とする。その選定理由も含めて、以下で簡単にその史料の性質について説明しておきたい<sup>8)</sup>。

---

7) この位置づけについては、拙稿「古代レトリック再考（一）」110-111頁の本文及び関係する脚註において既に触れている。

8) 以下の簡単な説明は、基本的には M. Winterbottom, *The Minor Declamations Ascribed to Quintilian*, Berlin and New York, 1984, XI ff. (Introduction) においてなされている、要を得た紹介を基に構成しているが、部分的には適宜引用する他の文献をも参照している。なお、この Winterbottom の著作は、前稿でも紹介した通り、詳細な註解付きの校訂本であり、本稿における史料引用の際にも基本的にはこれに依拠する。Shackleton Bailey による Teubner 版（1989年）における諸修正及び新しい Loeb 本におけるコメント等 (D. R. Shackleton Bailey, *The Lesser Declamations*, 2 vols., Cambridge, 2006) も、とりわけ伝承されるテキストに重大な争いのある部分についてその都度必要な範囲で利用することとしたい。なおこの史料に関する最新の論文集として、A., Casamento, Danielle van Mal-Maeder, L. Pasetti (eds.), *Le declamazioni minori dello Pseudo-Quintiliano*, 2016 があり、

この史料は、クインティリアヌス本人（可能性は低く見積もられている）もしくはその教えを何らかの形で十分に学んだ者によって著されたと考えられている。クインティリアヌスの『弁論家の教育』の記述内容と通じる部分が内容的に多いという点がその実質的根拠ともなっており、またそのことから、早くともクインティリアヌスと同時代（1世紀末）か、それよりも後になって成立した著作（2世紀～）であろうと推測されている<sup>9)</sup>。収録されている模擬弁論はもともと388題存在したと考えられるが、現在まで伝わっているのは第244番以降の145題のみであり、残存する弁論についても欠落の疑われる部分が複数存在する。

また、具体的に弁論の内容を追っていくと、複数の弁論においてテーマや内容の重複が見られ、また掲載の順序にも法則性が見出しにくく、整理が行き届いていないと思われるところが目立つ。そのため、テキストの伝承過程において生じたと考えられる瑕疵とは別に、そもそもこの著作が公開を前提に練られたものであったかどうかについて疑いもあり、どのような経緯で成立した著作であるかについて様々に異なる意見がある<sup>10)</sup>。

しかし、それらの著者の同一性や成立時期、それに成立経緯に関する問題は、クインティリアヌス本人の著作でなくともその強い影響下にある帝政前期のレトリック教師の教育内容を記録した著作である、という基本部分を左右するも

---

↘その巻末の参考文献一覧は充実したものとなっていることを付言しておく。

9) M. Winterbottom, *Minor Declamations*, XV. 単語の用法などから成立時期を遅めに想定する論者も複数いるようであるが、Winterbottom は決定打にならないと考えているようである。時代を判断する基準とされる単語の用法の初出に古典期の法学者の著作が多く、それゆえにこの史料の成立時期を遅らせる判断がされているようであるが、Winterbottom によれば、そのような対応関係は時代によるものというよりはむしろ法学著作との内容的な類似性によるものだというのであり、筆者にもその理解は合理的であるように思われる。

10) *Ibid.*, XII-XIII. 学生によって採られた講義録のようなものが十分に整理されないまま著作の形になっているという考えが有力に唱えられており、また編纂者が単独であったか複数であったかについても争いがある。Winterbottom は、クインティリアヌスの著作に通じたレトリック教師の遺稿が、十分に整理されずに、その死後に公にされたものという推測に与しているようである。

のではなさそうであるため、ここではそれ以上の詳細には立ち入らない<sup>11)</sup>。本稿で注目するのは、その基本部分を前提としたうえで、この著作に見出される内容的な特徴である。

他の様々な模擬弁論著作とこの著作とを比較した場合に目を引くのが、この著作には模擬弁論のテーマの提示及び模擬弁論の実例という模擬弁論集の中心的な内容物のほかに、講話 *sermo* と題された部分が存在しているということである<sup>12)</sup>。これは、模擬弁論の実例を記述した部分に先立って、あるいはその半ばに挿入される形で、模擬弁論を構成する上で重要と考えられる点についてレトリック教師の立場から教育的なコメントが付されている部分であり、レトリック教育の実態を知る上で類例の少ない貴重な史料である<sup>13)</sup>。Winterbottom の述べるように、争点論に基づく分析などの詳細な理論的技術的指摘をしているというよりは、どちらかと言えば基礎的なアドバイスとでもいうべきものが多いように思われるが<sup>14)</sup>、後述するように弁護という形態の選択に関する具体的なコメントもそこには複数見られる。そのため、模擬弁論においていつどのような場合になにゆえ弁護が登場するのかを分析しようとする本稿にとっては、数ある模擬弁論著作の中でもこの史料が最も適していると考えられる。

以上のような理由で、基本的にはこの史料を対象として本稿では分析を進めたい。その際に、この史料中の記述に対応するものが他の史料に現れる場合に

11) 弁論を読み解いていくうえで、これらの問題が個別の論点に影響するようであれば、その都度明示的に、必要な範囲でこの問題に立ち返るものとする。

12) *Ibid.*, XI f. なお、前稿における訳語を、本来の語義と文脈との調和を改めて考慮して、本稿では変更している。

13) そしてまさにこの部分の存在ゆえにこそ、この著作が知的遊戯としての模擬弁論の作品集というよりは弁論を学ぶ者のための教材である、という性質決定が支えられているとも言える。この講話の全体について網羅的に内容を分析した研究は見られないが、Winterbottom のコメントが随所で参考になるほか、前掲註 8) において紹介した 2016 年の論文集の中に収録されている C. Opplinger, *Quelques réflexions sur la méthode (ou les méthodes?) du Maître des Petites déclamations*, 103-116 がいくつかの論点についてトピック的に分析を加えている。

14) Winterbottom, *Minor Declamations*, XII, XVII.

は、必要に応じてその旨をも示すこととする。なお、ギリシア語の史料としては4世紀頃のソパトロスによる模擬弁論的著作などに、この史料における講話の内容と通底するようなレトリック教師による説明的記述が見られるが、同一の性質のものであるとまでは言えず<sup>15)</sup>、しかもそれらの史料は言語的にも、時間的にも、また空間的にも、今回取り扱う史料と大きな違いがある。それゆえ、内容的な類似のみを基礎としてここで同時に扱うということはない。

### 3、伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』における弁護

最初に考えるべきは、この模擬弁論集の記述からどのようにして弁護の存在を読み取るか、という方法の問題である。これについて本稿では、大別して三種類の方法による。

まず一つ目の方法として、この史料には前項で触れた講話 *sermo* という教師によるコメントの部分が存在するため、そこで直接に弁護について言及がなされている部分を抜き出すということが可能である。これは、この史料に特徴的な方法といえよう。

そして二つ目に、講話ではなく模擬弁論の実例に着目し、その弁論における人称の表示から、弁護がなされているか否かを判断するという方法がある。基本的には、弁論者の側の当事者<sup>16)</sup>を一人称で指し示していれば当事者本人の弁論であり、三人称で指し示していれば第三者<sup>17)</sup>の弁論であるということが分かる。また、弁論中に登場する所有を示す単語がしばしば決定的な助けと

15) *Ibid.*, XI は、ソパトロスのほかにガザのコリキウス（5世紀～6世紀）の著作をも、模擬弁論に説明的なコメントが付されている例として挙げている。また、大セネカの著作も、その形式は異なるが著者による教育的なコメントを得ることができる点では共通する。ただし、本稿の分析との関係では適当な情報を得ることが困難なものであった（様々な修辞学者の警句や分割等の技巧を並列的に紹介するという著作の性質上、弁護という観点が現れにくく、また一貫した弁論の例がそもそも少ないため）。

16) 原告（あるいは告発人）の場合も被告（人）の場合もある。

17) 基本的には素性不明の弁護人であるが、時に父親が子供のために弁論するというケースもある。

なった（「私の息子」「私の友人」など）。

また最後に、いくつかの弁論においては、弁論の主体としてのみならず、それぞれのケースにおける登場人物として弁論家、弁護人が見いだされる。それに関する記述もまた、模擬弁論における弁護の位置づけを知る助けとなろう。

第一及び第三の方法については、発見できる関係箇所数の絶対数は少ないが、弁護（人）への直接の言及がなされているという点で判断を誤りにくく、本稿の目的に沿う情報を得るための確実な方法であると言えよう。これに対して、情報量が多い一方で分析の際に十分な注意を要するのは、第二の方法を採用する場合である。

第二の方法を実行するうえで注意すべき点としては例えば、弁論における技術として、第三者が本人の立場に成り代わって一人称で語る部分が存在することがある<sup>18)</sup>。これについては、弁論全体を注意深く通読し、全体としては本人の弁論なのか第三者の弁論なのかを精確に判断する必要がある。特にこの史料においては、弁論の部分が非常に短い要約調の文章となっている場合も少なくないので、判断材料の不足から断定が難しいケースもある<sup>19)</sup>。

またもう一つの重要な問題として、模擬弁論において何らかの犯罪が問題となるときに、被害者に当たる者が当事者として弁論するのも、その選任する弁護人が弁論するのもない場合（典型的には、公の利益が問題となる犯罪）における弁論者の例がある。そこで原告の立場を占めるのは告発人 *accusator* などと呼ばれる第三者であるが<sup>20)</sup>、その場合になされる弁論は特定の他人のた

---

18) これに関係するのが、クインティリアヌス『弁論家の教育』第三卷第八章四八等に登場する人物模倣 *prosopoeia* という手法である。当事者の感情を裁判担当者により強力に伝達し、その心を動かす手法として説明されている。

19) 長い弁論を有するものにさえ、そのような例がある。後掲註47) 参照。

20) 殺人罪の告発人について324番弁論は、被告人を有罪にできた場合にはその財産を得ることができると設定しており、これが事件に本来的には無関係な告発人にとって、告発の動機になりうるものである（もちろん公益のために、という建前は存在する）。そしてこの模擬弁論上の制度は、現実のローマ社会に確かなモデルを有するものでもあるが、どこまでが同一でどのような架空の要素が含まれているかの分析は例によって容易ではなく、本稿の手の及ぶところではない。

めの弁護活動ではないものの、しばしば弁論家によって行われるものとされていたということがある<sup>21)</sup>。本稿では、このような類型のうち、被害者が不在の事件類型や被害者が死亡して相続人も登場しないケースなど、本人による弁論が可能なところで弁護人（第三者）が弁論するという構造がそもそも成立しえないものについては、それらの弁論を弁護が行われた例としては数えないが、当事者本人による弁論とは異なる類型であることには注意を喚起しておく。

以上の点に留意しつつ、検討を進めていこう。ただその際、本稿のように弁護の登場する場面の検索という見地に立って本史料を整理検討した先行研究は見られないため<sup>22)</sup>、基本的には本史料全体を総当たりに検討していくこととなった。その結果、検討は全体に散在する記述を拾いあげていく形をとるため、全体像の把握が難しくなる。そのことを考慮して、今回の調査で見出すことのできた関係箇所については、末尾の表にまとめて揭示し、一覧性を高めておく

21) この史料内部に限っても、後掲の268番弁論において、弁論家が告発を行うものとする記述がある。また、333番弁論では、ある弁論家が自身の恩人を被告人となる反逆罪の告発を担当するべく選ばれたことについて、「告発する能力のある者が黙っていることなど許されない」と述べて、不本意ながら弁論せざるを得なかったという経緯を強調する。これらは、告発人という立場が弁論の能力を基準に付与されるものであることを示唆する。

22) 一つ目の方法でピックアップできるものについては、明示的な記述であって数も少ないために、Winterbottom の校訂における註釈でも短くまとめられている。Winterbottom, *Minor Declamations*, p. 309. (250番弁論に対する註釈) を参照。それ以外の方法で見出すことのできる部分については、本稿のような視点を設定するのではない限り、少なからぬ労力を割いて分析する必要はなかったであろう。ただ、同書の各弁論に対する註釈を個別に見れば、多くの場合にそれが弁護人によるものか否かだけは一応確認できるようになっているため、内容的な分析の参考とはならなくとも、ある程度の「答え合わせ」は可能である。なお、模擬弁論研究において重視されてきた整理の種類には、例えばテーマに登場する法律ごとの整理や、争点論の論点ごとの整理などがある（必ずしも網羅的なものではない）。前者のものとして代表的なのが、S. F. Bonner, *Roman Declamation*, 1969 であり、後者としては Joachim Dingel, *Scholastica materia*, Berlin/New York, 1988 を挙げることができよう。特にこの史料それ自体がそういったありべき整理による体系化を欠いているように思われたため（前項におけるこの史料の紹介を参照）、研究においてそれが補われてきたとも言えよう。



こととした。

(1) 講話における弁護の扱い

第一に検討するのは、弁護に関する教師のコメントを記した講話の部分であるが、これについては検索の労力も少なく利用しやすいためか、より広い材料を扱った先行研究でも何度か触れられている<sup>23)</sup>。その中でもここで最初に取り上げるのは、著者が最も長いコメントを付している以下の部分である。

(史料1) 『小模擬弁論集』260番

廢嫡された者たちの扶養者

ある裕福な若者が、廢嫡された者たちを引き取り、彼らを養っている。国家反逆罪で被告人となる。

講話

ほとんどの法廷模擬弁論において、頻繁に我々が問題としているのは、弁論のために当事者自身の人格 *persona* が用いられるべきか、弁護人のそれが用いられるべきかということである。それは性別のため、例えば女性であることのためでもありうるし、人生のいずれかの場面における不面目や、問題とされている事件それ自体に関する不面目のゆえでもありうる。この者は若く立派であり、裕福でもあったので、彼が自らのために語ることを妨げるような不品行もなしていない。しかしながら、私は弁護人が与えられるべきだと考える。というのも第一に、彼が弛んだ人物で気前が良すぎたとしても、年齢により許されうるのだが、同一人物が<自分自身のために弁論ができるほどに強靱であることと<sup>24)</sup>>、そのようにして許されるべきほどに意思が弱いということは両立しないからである。他の理由としては、許しの求めという範囲を越えて弁護を

---

23) 前掲の Winterbottom による整理のほか、本史料とローマ法との関係を探求する。T. Wycisk, *Quidquid in foro fieri potest - Studien zum römischen Recht bei Quintilian*, Berlin, 2008, p. 344 においても紹介はされている。

24) この部分は伝承されている写本上のテキストには存在せず、文脈及び模擬弁論部分の内容を考慮して後世に補われたものである。

行っていくと、この若者は称賛されるべきだとすることになるが、自分自身を称賛し始めるとなれば傲慢で尊大なふるまいとなる……<sup>25)</sup>。

まず、この史料の概略を示そう。最初に表題とともにテーマが提示されるが、そこでは適用されるべき法（今回は特に示されていない）、当事者や関係者の属性等が示され、それらの登場人物がどのように絡み合っどどのような事件が生じたかが説明され、最後に訴訟の構造が示される。このようなテーマの提示方法は、この史料中の多くの模擬弁論で共通している<sup>26)</sup>。本件では、被告人には「裕福」「若者」という属性が付され、その者が「廢嫡された」者（若者であることが通常含意される）を養い、国家反逆罪で訴えられたという構造が示されている<sup>27)</sup>。

そしてその後、教師による講話が付され（これについては、まったく付さ

---

25) *Pastor abdicatorum*

*Dives adulescens abdicatos recipiebat et de suo aiebat. Laesae rei publicae reus est.*

*Sermo*

*In plerisque controversiis plerumque hoc quaerere solemus, utrum ipsorum persona utamur ad dicendum an advocati, vel propter sexum, sicut <in> feminis, vel propter aliquam alioqui vitae vel ipsius de quo quaeritur facti deformitatem. Hic adulescens et honestus est et, cum sit locuples quoque, nihil tam turpe commisit ut illi pro se loqui fas non sit. Ego tamen existimo dandum esse advocatum: primum quod, etiamsi quid remissus ac liberalius fecit, aetate excusari potest, non consentiunt autem haec inter se, ut idem <et tantum roboris habeat ut pro se ipse dicere possit> et tantum infirmitatis animi ut hac excusandus sit. Alterum illud est, quod, si defensionem ultra excusationis terminum proferimus, laudandus est adulescens, arroganter autem faciet…….*

26) ただし、一部の弁論は訴訟の形式をとっていない。後掲註48)を参照。

27) 一見したところ現代人には分かりにくいこのテーマ設定であるが、しかし題材としては大セネカの模擬弁論著作をはじめとして、類似のものが複数現れていることを Winterbottom も指摘している (Winterbottom, *Minor Declamations*, p. 337)。裕福な者が若くしてドロップアウトした者たちを養い、社会を不安定にすることに対する警戒感が、少なくとも模擬弁論の世界ではしばしば表明されているということであろう。当時の読者にとってそれがどこまでリアリティのある設定であったかという点の検討までは、ここで立ち入ることはできない。

れていない弁論も少なからず存在する)、その内容を踏まえて弁論の実例が示されるといふ流れになる<sup>28)</sup>。

ここではまず、「ほとんどの」模擬弁論において「頻繁に」弁護人を付すかどうかが問題になると言明されており、弁護という営みがこの模擬弁論の世界にも浸透しているようにみえる。古代ローマにおける弁護活動の隆盛を考えると、これは予想通りのことであると言ってもよからうが、その後の論旨の展開を見ると、模擬弁論における弁護人付与の理由が相当に具体的な形で示されていることが注目される。

この講話においては、第一に当事者の性別等の属性、第二に当事者の行いにかかわる事柄(素行レベルのものかその事件それ自体かについて)が弁護の選択に関わる事由として挙げられている。そして第三に、本人の未熟さを強調したり本人を称賛するといったような戦術を弁論において用いたい場合には<sup>29)</sup>、それを本人が行うのでは言動に違和感が生じてしまったり、あるいは本人が傲慢と見られて不利になったりするために、第三者として弁護人が弁論すべきであるとする戦術的な観点が挙げられている。大別するとこれら三つが、この講話において弁護人を与える理由として挙げられているのである<sup>30)</sup>。実際のところ、この講話に引き続いてなされている弁論では、この若者に対しての(あるいはその気前の良い行為への)称賛もなされているのみならず(260.9-16)、それが国のためになるとも論じられ(260.21-4)、しかも弁論の全体も比較的長大な、未熟な若者が本人弁論するのにふさわしいとはいえないようなものとなっているように思われる。それゆえ、この弁論については講話において指摘されていた第三の理由から弁護が選択されていると見てよさそうである。ただ

28) 弁論そのものを欠く例も少数ながら存在する。また弁論の途中でも講話が挿入されることは少なくない。

29) 本人を称賛するという戦術のために弁護が有用であるという理由づけについては、クインティリアヌス『弁論家の教育』においても明示的に掲げられている。クインティリアヌス『弁論家の教育』第四卷第一章第四五-四六節。

30) とはいえこれらの要素は互いに排他的なものではなく(とくに第三の要素はレベルがかなり異なる)、合わせ技のような形で機能することもありうる。

この講話がこの弁論のみに向けられたものなのかどうか、弁護人付与の事例を一貫してこれらの理由がある場合に限定する趣旨かどうかにはわかに判断できないので、他のケースにおける講話をも検討してみよう。

まず、ここに挙げられていた要素をまさしく考慮していると考えられるものとして、250番弁論、331番弁論、385番弁論がある。以下で、それぞれの弁論について、講話の部分を中心として簡単に検討してみよう。

## (史料2)『小模擬弁論集』250番

### 講話

我々は弁護人を与える必要がある。というのも、彼は訴えることを許されているのだとしても、それでもやはり不名誉とされているからである<sup>31)</sup>。

250番弁論のテーマは、不法侵害 *iniuria* のかどで有罪とされた者は不名誉を付される *ignominiosus* とする法と、不名誉者は訴訟を提起できないものとする法との二つの法をめぐるものである。その規定を前提として、互いを不法侵害のかどで訴えようとする若者二人が訴訟の順番をめぐってくじ引きし、くじで勝って先に訴えた者が勝訴し、その後提起された相手方の訴えに（その者は不名誉者であるから訴訟できないとして）異議を唱えたという経過が示されている。

このケースでは、原告が訴訟提起できるか否か自体が争われている段階であってその判断は確定していないため、原告がみずから弁論することもいまだ法的には可能であるかもしれない。しかし教師は、「それでも不名誉者 *ignominiosus* ではあるのだから」と述べて、弁護人を付すことが「必要 *necessarius*」であるとする。これは、本人の不面目のゆえに弁護が求められるというタイプのうち、特に不名誉者とされた者については弁護が「必要」になるとまで教師が考えている例と捉えることができよう。これは、(史料1)の講話の延長線上で捉えることができる<sup>32)</sup>。

---

31) Sermo

patronum necessario dabimus. Nam etiam ut agere liceat, est tamen ignominiosus.

32) なおこの問題については、前掲註8)の論文集中の G. Dimatteo, La 'pena d' ʘ

(史料3)『小模擬弁論集』331番

講話

二度断罪されているこの者には、弁護人を与えねばならない。というのも、最近の裁判では放免されているとはいえ、二度も断罪されているからである<sup>33)</sup>。

331番弁論のテーマは、死刑に当たる罪を告発して有罪と出来なかった者は自らが罰せられるものとする法と、不法侵害で三度有罪とされた者は死刑となる法との二つの法をめぐるものである。そして、二度にわたって不法侵害で有罪とされていた者が三度目に訴えられて今度は放免され、その後（自らに死刑の結果をもたらすところであった）告発者の死刑を請求したという経過が示されている。

このケースについて、原告は「二度にわたって有罪とされた」者であり、それゆえに「弁護人を与えねばならない」と教師が述べているわけであるが、この部分もやはり当事者の不面目（この場合は、むしろ前科と表現することが適切であろうか）を、弁護がなされるべき理由と考えている例と見ることができる<sup>34)</sup>。ここでも（史料2）同様、弁護人を与える必要があるとまで考えられているようであり、やはり（史料1）から一貫した基準で捉えることができよう。

---

↘infamia' e l'inibizione dello ius accusandi, 47-62 がこの弁論を題材としつつ、ローマ法の内容と比較を行って分析を加えている。本稿では前稿に引き続き、ローマ法史料に残された記述との比較対照は任務としないためここでは深入りしないが、Dimatteo は両分野のずれを強調しつつも、レトリック教師が当時の社会状況との関わりの中で重要な解釈活動を行っていた旨を述べる。p. 62の結論を参照。

33) Sermo

bis damnato huic demus oportet patronum; nam etiamsi proxime absolutus est, bis tamen damnatus est.

34) Shackleton Bailey は、二度も敗訴した原告の法廷における技能 forensic skills の問題と捉える註を付しており、ここでの講話の情報量は少ないことから、確かにその可能性をおよそ否定することまではできない。しかしその理解を積極的に支える記述が史料中に見いだせるわけでもなく、（史料1）をはじめとする他の講話との関係を考えれば、本文のような理解がむしろ自然であるように思われる。

(史料4) 『小模擬弁論集』 385番

講話

事案の経緯を提示する必要があるため、この種的人格においてするのは、赤面せざるをえない<sup>35)</sup>。

最後に385番弁論では、不法侵害によって生じた損害を賠償させるための訴権が問題とされている。そこでは、若者が入れあげていた奴隷の娼婦に惚れ薬を渡し、娼婦が若者と恋仲になってしまったということで、娼館の主人から不法侵害によって生じた損害の賠償を求めて訴えられたという事情が示されている。ここでの講話のテキストには弁護（人）という単語それ自体は見られないが<sup>36)</sup>、当事者本人による弁論を避けようとする趣旨の上記のような記述があり、弁論の実例においても第三者が弁論している形になっているので、弁護に関するコメントがされている例として掲げてもよからう。そしてこれは、まさしく本人にとって事件そのものの不面目が問題となる例であると考えられ、(史料1)の講話が二つ目に掲げた事由によく当てはまるものと言えよう。

ここまでは、(史料1)の示す枠組みから外れない講話を三つ紹介してきたが、最後の講話として、その枠組みをやや踏み越えたと考えられる重要な記述を取り上げておきたい。

(史料5) 『小模擬弁論集』 313番

殺人で誤って有罪とされた者

殺人で被告人を告発したが有罪と出来なかった者は、自らが罰せられるもの

---

35) Sermo

Rei gestae ordinem quia necesse est exponere, in eiusmodi persona necesse est erubescere.

36) テキストの *persona* と *necesse* の間に、*advocato opus est, cui non* を補って読む提案がなされており、その場合には、「このような人格については、赤面する必要のない弁護人が求められる」といった翻訳となる。しかし Winterbottom は、そのように補わずとも同様の意味で読み取ることができると指摘しており (586頁)、上述の翻訳はそれに従っている。Shackleton Bailey は補ったうえで翻訳しているが、その読みを選択したことについて特段のコメントはなされていない。

とする。有罪とされた者の処罰は、30日間猶予されるものとする。ある者が告発し、有罪とした。有罪判決（「処罰」の誤りか<sup>37)</sup>）は30日間猶予された。殺害されたとされていた者がそこに登場する。被告人は告発人の処罰を請求する。

講話

この告発人に弁護人を与えることは不適切ではなかろう。非常に控えめに言っても、後悔に値することを彼は行っている。第三者によって彼はより強力に弁護されうるし、何か告白すべきことがあったとしても、弁護人がする方がよい。事件が慎みの問題よりも法の問題に関わっている場合にはいつも、赤面することのない者にそれが委ねられるべきである<sup>38)</sup>。

このテーマでは、適用されるべき法が二つ提示され、殺人で訴えたが処罰できなかった（例えば本件のように、冤罪であった）場合の告発人の処罰が問題とされている。当事者の属性として明示されているものはないが、ここで弁護人が与えられる理由として明示されているのは、冤罪で告発したという行為の問題性である。そのことから、(史料1)の記述にあてはめるならば、事件自体の不面目さが問題となって弁護人が与えられるケースとなりそうでもある。Winterbottom は、教師がこのケースを「悪意による」告発と考えている、と理解しており、そのような捉え方をおそらく補強している<sup>39)</sup>。しかし、必ずし

37) これについては、原著者がこう記していたとしても明らかな誤りであろうと Winterbottom も述べており (462頁)、おそらく異論はないであろう。

38) Falso caedis damnatus

Qui caedis reum accusaverit neque damnaverit, ipse puniatur. Damnatorum supplicia in diem tricesimum differantur. Accusavit quidam et damnavit. In diem tricesimum dilata † damnatio † est. Intervenit is qui occisus dicebatur. Petit reus poenam accusatoris.

Sermo

Non erit alienum advocatum dare huic accusatori: fecit rem, ut partissime dicam, paenitentia dignam. Et fortius defendetur ab alio et maiore cum verecundia patronus confitebitur si quid confitendum est. Et quotiens causa plus iuris habet quam pudoris, ad eum transferenda est qui non erubescit.

39) Winterbottom, *Minor Declamations*, p. 462.

も告発人が悪意であるとは断言していない教師の慎重な書きぶりからすれば、告発人の単純なミスであったとする可能性は排除できないように思われる<sup>40)</sup>。それゆえ、悪意をもって冤罪を成立させようとしたような明白かつ重大な不面目の問題とするよりも、(史料1)の示す類型それ自体からは必ずしも導いてくることのできない、この講話の後半部分の記述の重要性にむしろ注目すべきように思われる。すなわち、実質的な争点を法の問題に置くときにはとりわけ、事件の経緯それ自体のもたらす(赤面せざるを得ないほどの)恥ずかしさにとらわれない弁護人の方が、適切に議論できるという考慮である。

そして実際に弁論の実例においても、この弁論集の中では比較的長い弁論であるにもかかわらず、その内容の殆どが法的な争点に関わる議論で占められており、現れてきてもおかしくない本人の後悔や反省、あるいは低姿勢で許しを求めるコメントなどは見いだされない(導入の部分のあと、法の文言に関する議論が313.4-7、(立法者の)意思に関するものが8-13、最後に衡平の論点の議論が14-15でなされるという構成である)。いわば、攻撃的な構成がなされているわけである。(史料1)が具体的に挙げていた問題点(当事者の言動に違和感が生じる、自賛により当事者が傲慢とみられてしまう)に関わる場合のみならず、弁論を法的な議論に基づく(攻撃的な)ものにするという戦術が求められる場合にも、第三者による弁護が適当な選択になる場合があるということであろう<sup>41)</sup>。

以上で見てきたことから分かる通り、これらの講話にはいずれも、当事者に比較してレトリック的な弁論能力の点で優れた弁護人を必要とするという趣旨の記述が見いだせるとは思われ<sup>42)</sup>ない。弁護人を用いるべきか否かの基準を設

40) Shackleton Bailey, *Lesser Declamations*, II, p. 8, n. 2.

41) 否定的な感情を裁判担当者に惹起するような事件において、法の論点をもって戦うことへの慎重な態度は、クインティリアヌス『弁論家の教育』でも見られる。第六卷第五章第九節。

42) 331番弁論に対する Shackleton Bailey のコメントを採用しない限りは、という留保をつけるのがより正確かもしれないが。



定するものとして注目すべき記述はいくつか指摘したが、それらの趣旨をまとめるならば、①性別や身分など、当事者の属性によるもの、②当該事件あるいはそれ以前における当事者の行動の不面目、③当事者の本人弁論では採用しづらい戦術を用いるための弁論技術的な観点の三つに大別されるように思われ（これを便宜上、「講話の枠組み」と呼んでおく）、それは結局のところ「弁論能力の差については特に前提としないものとして、弁論内容を誰が語るのが説得の上で有利か」という観点到集約されてくるであろう。いわゆるエートスの要素が重視されているとも言えようか。

しかし、弁護人を選任するかどうかを当時の現実の社会においてそのような観点のみから人々が判断していたと考えることは難しいであろう。有償の仕事としての性質を強めていたと考えられている帝政期の弁護のありようからすれば、自らの利益を適切に守るために弁護を求める当事者にとっては、そのような限定が必要とも合理的とも思えないからである<sup>43)</sup>。ここに、ある意味において、弁護というトピックについての実践空間と教室空間との差が垣間見られるわけである。実のところクインティリアヌスも『弁論家の教育』の第四巻において、序論 principium, exordium, prohoemium について論述する部分で以下のように語っている。「したがって、われわれが最初に考察すべきなのは、訴訟当事者の人柄と訴訟弁護人の人柄との両方が利用できるさいに、どちらを利用すべきかということです。というのも、学校においてはどちらを選ぶのも自由ですが、実際の法廷においては、自分で自分の事件を弁護するのが適当な場合というのはめったにないのですから<sup>44)</sup>」、と。また当事者への同情心をかき立てるという戦術について語る第六巻第二章でも、「学校での練習」では「弁

43) 同時代の弁護の実務についてはまさにクインティリアヌスが、『弁論家の教育』第一二巻第六章以下で、自らの経験も踏まえて具体的に語っているところでもある。事件の受任についてはとりわけ第七章で述べているが、本史料の講話のような基準は現れてはこない。また弁護人の報酬（謝礼）についても否定的ではないことが注目される。なお弁護の有償性については、最終的には、弁護報酬の裁判による請求が認められるようになる。

44) 第一章第四七節。邦訳は、森谷宇一・戸高和弘・渡辺浩司・伊達立晶（訳）『弁論家の教育 2』京都大学学術出版会（2009年）140頁に基本的には依拠した。

護人としてよりも訴訟当事者として語ることの方が多し」と述べているのである<sup>45)</sup>。そうすると、ほとんどの模擬弁論で頻繁に弁護の採否が問題となるとする前掲の(史料1)の講話のニュアンスとは異なってくるようにも思われるが、あくまで教室における弁護は、特にそれを必要とする(エートスに関わるような)事情が当事者に存する場合に限って登場するものなのであろうか。

以上の点についての本史料の著者の意識をより正確に推知しようとするならば、上記の講話の枠組みが、本史料の全体においてどの程度実際に用いられているとみられるかを検討しておかねばなるまい。仮に、その結果において講話の枠組みと無関係に弁護が広く採用されているような状態が見いだされるならば、模擬弁論における弁護の活用を限定的に捉える上記のような理解はそもそも貫徹されないことにならうからである。そこで次に、講話において特に弁護への言及はなされていないが、弁論の実例においては弁護がなされているとみられる例を検討の対象としてみよう。

## (2) 弁護が認識できる事例の総覧

それではまず、残存している全ての弁論について弁護人が登場しているか否かを調査し、どのようなケースに弁護が現れてきているかを明確にしてみよう(弁護の登場する弁論が多数にわたるため、以下では単に三桁の数字をもって弁論を特定する)<sup>46)</sup>。

まず、弁護人が登場していると判断できる弁論をすべて数え上げてみると、先に紹介した5つの弁論(250、260、313、331、385)を含めて総計で28題存在し<sup>47)</sup>、これは全弁論(3題においては両側からの弁論が収録されているので

45) 人物模倣について語る文脈においても、模擬弁論では弁論家として語ることは少ない旨が述べられている。第三卷第八章第五一節。

46) なお今回の検討では、弁護が原告側のもか被告側のもかという観点については、講話で触れられておらず実際の弁論でもそもそもいずれであるか不明確なものが多いことから、末尾の表に付記するにとどめた。

47) なお、248は、被告人の側からほとんど法解釈の論点のみを問題とする弁論であるが、長文の弁論を有するものとしては唯一、本人弁論か弁護かが確定できなかった(いずれの可能性も排除できないという意味で)。また370及び386はあまりに

(263、274、331)、正確には148弁論ということになる)のうちの約20%を占める。ただしその全148弁論のうち、そもそも弁論が欠けていて講話のみで構成されているものが14題あり、またそもそも法廷弁論でないと考えられるものが10題<sup>48)</sup>、そして告発人が登場しており、被害者不在の類型であるか被害者の死亡という事情により、本人弁論の余地がそもそもなさそうなケースも8題存在する<sup>49)</sup>。弁護が選択されることがそもそもあり得ないと思われるそれらの合計32題と、弁護か否かが不明の4題(248、370、374、386)、また特殊な弁護の例である3題(328、381、388)を母数から除くと、母数109のうちの28題ということで、約25%の弁論が弁護人による弁論ということになろうかと思われる。

では、その内訳はいかなるものであろうか。まず、講話によっても弁護がなされる類型として最初に指摘されていた、女性当事者の場合を見てみよう。女性が当事者であって弁護人が登場している弁論は、合計で14題存在した。その全てについてここで挙げておくと、以下のようなになる。247(遺産の請求)、251(不当離婚の訴え)、259(廃嫡への異議<sup>50)</sup>)、262(不当離婚の訴え)、264

---

↘短く確定できず、374は中程度の長さではあるが弁論者が文脈からは不明である。また、父が子のために弁護する328及び381と、親戚が弁護する388は、本人ではなく第三者が弁護することのメリットという一般的な問題から外れ、むしろ父や親戚という固有の人格が問題となっているものであるから、ここには数えないものとする。なお388については、むしろ『大模擬弁論集』に属するものではなかったかと Shackleton Bailey は推測するが、それほど強固な根拠があるとは思えない。Shackleton Bailey, *Lesser Declamations*, II, p. 425.

- 48) 法案の審議等、訴訟でないことが明示されている弁論(253、254、255、261、337、339)と、そのように明示されていないが、訴訟的な当事者間の対立関係が明確でなく、弁護の介入する余地がなさそうな弁論(274の両弁論、329、335)をここに数えている。
- 49) 前掲註21)を参照。実例は263、297、305、307、322、334、365、366である。告発人よりもむしろ政務官の弁論と考えた方がいいものもあるかもしれない(例えば297)告発人という単語が用いられている例はほかにも存在するが(294など)、それらはいずれも告発人という地位にある(あった)者がその他の事件で当事者として登場しているものであり、模擬弁論の場でも弁護が選択される可能性があるため、ここには数えない。
- 50) この廃嫡(「嫡」という言葉の意味を厳密に考えるならば、やや不適當な訳語にも思われる。日本的な制度のイメージが強い言葉であるために違和感もあるが、

(遺産の請求)、272 (機密漏洩の罪)、276 (強姦被害者の選択権)、299 (墓荒しの罪)、306 (勇者への報酬としての婚姻請求に対する異議<sup>51)</sup>)、325 (信託遺贈による請求)、327 (不当離婚の訴え)、338 (子の帰趨をめぐる争い)、342 (女奴隷による自由の主張)、368 (忘恩の訴え)。これに対して、女性当事者が自ら弁論しているとみられるケースは360 (義娘が義母との間で嫁資の帰属を争う) の1題のみである。しかも、女性に弁護人が与えられる際には講話による理由の表示は一件もなく、また女性が弁論の相手方当事者としてしか登場していない場合にさえ、その女性に弁護人が立っている前提で弁論が行われる例も見られることから<sup>52)</sup>、女性に弁護人が立てられるべしとする基準は相当に強固なものであることがうかがわれる。

実際、女性を弁護する事例は上記にみられるように非常にバリエーションに富んでおり、離婚問題、遺産の請求や信託遺贈の請求など、あえてなじみの深い言葉で表現するならば、「民事」のケースが多いことが目を引く。これらについては、不面目さや赤面するような恥ずかしさとは無縁 (少なくとも確定された事実関係からは) の事案が多いこともあり、女性であるというその要素だけで弁護が求められるという発想が存在することをうかがわせる<sup>53)</sup>。

---

「勘当」とでも訳す方が適切かもしれない) という事件類型は、本史料中にたびたび登場するものであるが、父との一對一の関係において私的になされている弁論という想定ではなく、対審 (父対子) の形式をとる公的な手続が前提とされていることに注意が必要である。例えば複数の弁論 (257、259、290、371、378など) において、陪審 *judices* に対して呼格によって呼びかける場面が存在するほか、廃嫡されると父の遺産から何物も得られないという設定や (374)、子の側にも法的な利害関係があり、公的な異議申し立ての機会があるという設定を明示している弁論もある (378)。そして、当該手続は裁判 *judicium* と呼ばれているようである (257、281)。クインティリアヌスは『弁論家の教育』第七巻第四章第一一節で、このような廃嫡に関する模擬弁論が百人法廷における相続財産の回復の請求と対応するものとしている。

51) 勇者への報酬は、模擬弁論で頻繁に登場するルールである。戦争において活躍して勇者と認定された者は、特権として何でも望むもの (事柄) を一つだけ与えられるというルールがそれであり、様々な他の法との衝突を作り出している。

52) 246、249、350など。

53) 女性が弁論したという実例が、ワレリウス・マクシムス『著名言行録』第八巻第三章において紹介されているが、やはり例外的な位置づけである。この史料に

これに対して、男性当事者が弁護されている例は、講話の付されている5題を含めて合計で14題<sup>54)</sup>ということになり、男性当事者の弁論は実に90%近く(94題中の80題)が本人弁論ということになる。こちらについてはむしろ本人弁論が標準というわけであり、弁護が選択されている理由を少し立ち入って分析しておくべきであろう。(史料1)をはじめとする講話から導かれる(限定的な)枠組みによって、どの程度説明が可能であろうか。

(a) 判断の比較的容易な例

まず、本人の属性が問題となるケースとして、奴隷が自由を得たことを主張する340、奴隷が不当な懲戒を主張する380の二例があり、これらの例で弁護が選択されていることについては女性の場合と同じように、講話の枠組みから離れるものではないとみられよう。むしろ、本人弁論が不可能であると見られることさえありえよう(特に380)。もちろん、奴隷が当事者として自ら弁論しているケースはこの史料中には存在しない。

また310は、二度の強姦で有罪となった者は不名誉とされる *ignominiosus* ところ、強姦で有罪判決を受けた男が勇者となって特権を行使して裁判のやり直しを求め、またも有罪判決を受けて不名誉と認定され、それに反論するというケースである。これは単純に、不名誉が付された事例として250(史料2)の講話と同様にも扱われうる。ただ、不名誉の認定自体が争われている対象であって確定的なものではないということを重視すると、むしろ強姦の有罪判決自体が不面目な事柄であって、それを同一事件についてとはいえ二度も続けて受けたことで、弁護が求められるものとされた可能性もあろう。いずれにせよ、講話の枠組みを出るものとは思えない。

次に383は、強姦の被害者は加害者の死かその者との結婚かを選択できるという模擬弁論ではおなじみの法が前提となっているケースである。そして強姦

---

↘については、吉田俊一郎『ワレリウス・マクシムス『著名言行録』の修辞学的側面の研究』東海大学出版部(2017年)をも参照。

54) 245、250、260、279、302、310、313、317、331、340、345、380、383、385。

加害者が被害者に結婚を選択されて結婚生活を送っている中で、妻に対する不当な処遇のかどで妻から訴えられてさらに敗訴したという設定になっており、これもおそらく事案の不面目さが問題になっていると考えられよう。そもそも確定的な強姦の加害者の立場で弁論すること自体が、上記の弁護事例である310を除くともはや一例しか残らない<sup>55)</sup>ことから、確定した強姦犯人というのはよほど不利な人格 persona のようであるうえに、このケースはその後被害者によってさらに不当な処遇についても敗訴しているという事例だからである。実際に弁論を読んでみても、弁護人その人さえ、「この女性に対しては何も言わないが、君（当事者男性）の事件を弁護することは許してほしい」と対決姿勢を避けている（383.2）。まさにそれほどまでの不面目な事情ゆえに、弁護が選択されたのであろうし、そうすると講話の想定していた不面目の典型的な例の一つともみられよう。

そこで、弁論の具体的な内容と講話の枠組みとの整合性を以下で詳しく検討すべきと思われるのは、以上の4題ほどには容易に結論の出ない245、279、302、317、345の5題ということになろう。

(b) 判断の比較的困難な例

ここでは、上記の5題のテーマについて、内容にも立ち入って検討を加える。またその際には、類似したテーマにおいて本人弁論が選択されている例との対照を加えて、判断に少しでも精確性を増したいと考えている。

(史料6) 『小模擬弁論集』245番

<受託物の存在を否認する者>

受託物の存在を否認した者は、四倍額を支払うものとする。放蕩息子を遣していく者が、友人に金銭を寄託し、(息子が)更生すれば返還するように委任

---

55) 309がその例であるが、被害者が結婚を望んでいるにもかかわらず、強姦を否定したが有罪判決を受け、被害者が改めて死を選択しようとしたので異議を唱えるというケースであり、しかもその講話において、「この若者の行動は低姿勢であるべきだ」と明言されている。この309は、弁護が選択されてもおかしくないと思われる。

した。若者は金銭を請求した〈が、依然として放蕩しており、友人は否認して、若者との訴訟において勝利した。その後（若者は）更生し、友人は受託物の一部を提供した。〉若者は四倍額を請求した<sup>56)</sup>。

ここでは、事例の根幹をなすべき部分がテーマから欠落してしまっており、推測による補充がなされている（〈 〉でくくられた部分がそれである）。そのため、その推測の根拠となった弁論の部分をここで併せて示しておく。

どのようにしてこの寄託はなされたのか？あなたが放蕩をやめたとき、あなたが受け取るようにである。あなたが請求したとき、あなたは依然として放蕩していた。それゆえに、彼（＝友人）に義務はないばかりか、彼が（受託したことを）認めたとしても（受託物を）奪い取られない時点において拒否したということでは、否認したともみることができない。「しかしなにゆえに、その権利を主張するよりも拒否することを選んだのか」（とあなたは言う）。それは、あなたがその金銭に望みをかけて依然として放蕩を続けていたからだ。あなたが立派になったのも、このことのおかげではないのか。あなたはお金を〈儉約と〉勤勉さによって守らなければならないことを学んだのだ。

しかし誓って私（＝弁護人）は言うが、彼が（寄託物を若者に）提供したのは時期尚早だったのではないかと危惧している。疑いなく、あなたは貪欲さによって放蕩から抜け出したことを証明しようとしているのだから<sup>57)</sup>。

---

56) <Depositum infitiatum>

Qui depositum infitiatum fuerit, quadruplum solvat. Qui filium luxuriosum relinquebat, pecuniam apud amicum deposuit et mandavit ut redderet emendato. Petit adulescens pecuniam \* Ille quadruplum petit.

57) Hoc quomodo depositum erat? Ut acciperes cum luxuriari desisses. Quo tempore repetebas adhuc luxuriabaris. Non debebatur ergo, nec potest videri infitiatum quod eo tempore negavit quo illi extorqueri non posset vel contenti. 'Quare tamen negare maluit quam hoc iure uti?' Quoniam te luxuriosum spes adhuc pecuniae faciebat. An non hoc est quod te fecerit frugi? Didicisti tibi pecuniam <frugalitate> et labore servandam.

At mehercule vereor ne cito obtuerit. Sine dubio tu discussam luxuriam vis probare avaritia;

友人側からの弁論の流れを見る限りでは、本人の不面目に当たる事情は一見明白ではない。しかしまず、この訴訟が罰の要素を強く有する四倍額の訴権によるということから、この友人が敗訴すれば不面目とされうるケースであることが目につく<sup>58)</sup>。また、ローマ法上の精確な性質決定は例によって困難であるが、信義によって託された金銭である以上、その返還を求める訴訟で悪意の不返還を認定されて敗訴すると不名誉の認定がなされる（ローマ法上の文言としては破廉恥 *infamia*）と想定されている可能性も高い。しかも注目すべきことは、この訴訟が通常の否認事件（受託の不存在の主張）でもなく、寄託物返還の条件成就（放蕩の終了）を争って引渡しを拒否しているケースでもなく（それらの場合であれば、そもそも不面目な事柄それ自体の存在を否定しているのだから、本人弁論でその旨を主張することは十分可能とも思われる）、寄託を一度は理由を示さずに否定しておきながら、後になってその対象物を提供するという一見矛盾する行為により、法文が適用されるような事実関係を表面的にみれば友人が自白してしまっているケースだということである。もちろん、引用した弁論でも述べられているように、その行動に友人の立場からの弁護によって合理的な説明を加えることはできるにせよ、外面に表れた事実のみを単純に観察するならば、信義にかけて預かったものを渡そうとしなかった友人の行動が不面目なものに見えてしまうということは重要であるように思われる。そのために、とくに先に引用した部分の末尾におけるように息子を責める弁論を行う場合にはなおのこと、弁護人がそれをするのが適当だということではなかろうか。講話においても、友人の行動を息子のためを思ったものと説明し、息子への敵意はなかったものとする戦術が勧められており（245.1）、その観点

58) この四倍額の訴権について、寄託金の不返還という文脈の中でローマ法源とも比較しつつ論じたものとして、前掲註8)の論文集中に収録されている B. Santorelli, *Il denaro negato. Casi di infitiatio depositi nelle Declamazioni minori*, 31-46、とりわけこの弁論について32-35を参照。四倍額の訴権が問題とされていることにつき、ローマ法における盗訴権 *actio furti* との類比がされている。ただローマ法上は、受寄者による否認はそれのみでは盗を構成しないとされているため、ここでも差異が存していることは否めない。



からも息子への非難は弁護人がする方がよいと考えられたのであろう。

おそらくは以上のような事情を考慮して、本件では弁護人が与えられているのではないかと推測され、そうするとこのケースも講話の枠組みの延長線上理解することが可能であろう。すなわち、不面目な事情を否定できない本人に代わって弁護人が立つことにより、弁護の戦術を広げるということである。なお対照のために付言すると、四倍額等の罰訴権が問題となるケースで、その被告となる者（あるいは敗訴した経歴を有する者）が本人弁論を行っている事例は、この史料中には見当たらない。

(史料7)『小模擬弁論集』279番

裕福な男、美少年の姦夫

姦通者を殺害するのも、金銭を受け取って解放するのも許されるとする。裕福な男が、美少年の父親である貧しい男に対して、息子と姦淫させるように要求した。貧しい男は黙っていた。金銭を積んで、再び要求した。貧しい男は黙っていた。三度要求されて、貧しい男は息子に妻を与えた。少年は、自分の妻とともに捕らえられた裕福な男を、金銭を受け取って解放した。父によって廃嫡される<sup>59)</sup>。

この事例の不面目さについては、表面に現れている事実のあいまいさもあって、判断に迷うところである。事案の経緯からすると、少年が受け取った金銭の性質によっては、同性間の売春が疑われるケースであり、それがおそらくは実際に争点になることから、そのことだけで弁護人を必要とするような不面目な事件とみなされることもありうる<sup>60)</sup>。しかしその不面目さはあくまで、事実

59) *Dives speciosi adulter*

*Adulterum aut occidere aut accepta pecunia dimittere liceat. Dives pauperem, speciosi patrem, de stupro filii appellavit; ille tacuit. Iterum adiecta pecunia appellavit; ille tacuit. Tertio appellatus uxorem filio dedit. Puer divitem cum uxore sua deprehensum accepta pecunia dimisit. Abdicatur a patre.*

60) 別の弁論(275)では、そもそも姦通のために金銭を受け取った者は不名誉とされるという法が登場しており、この事例との関係の理解は一筋縄ではいかないように思われる。解釈次第では、両法は矛盾しかねない。論者の有利に法を解釈する

として確定はされていない事柄から導かれているものであるため、本人がまさにそれを自らの口で争うという戦術も採用できそうである。

そのことを踏まえてさらに弁論を見ていくと、まず注目されるのが、弁護人は当事者である少年の幼さを非常に強調し(279.1-3)、その一方で彼が姦通者への処遇を決してよい立場にある(一人前の)夫であるということを前提としても弁護しており(279.4-9)、本人が実行するとすれば違和感が残るであろう弁論が行われているということである。その点で(史料1)において挙げられていた、弁護人を必要とする事情に当てはまりそうである。これに対して、先に挙げた事件の不面目さにつながりうる部分については弁護人は詳細に語ることはなく、裕福な男からの誘いを毅然として断らなかつたという背景事情における父の問題性をむしろ強く攻撃の対象としているようである(279.14-19)。

そして、その父親に対する攻撃という点が、このケースにおいてはさらに、弁護を要請する事情として現れているように思われる。これは講話で示されていた具体的な例を踏み越えるものであり、第三者の弁論による方が適切と考えられる新たな具体的な理由がここに見いだされるのではないか。

その理解の鍵となるのが、このケースでは廃嫡が問題となっているということである。娘の廃嫡についての弁論においてはではあるが、259の講話によれば、廃嫡された子の側はつねに低姿勢で許しを請う戦略が適切となるとされている(259.1)。対審による「訴訟」の形をとるとはいえ、本質的には対等からほど遠い父子の関係が問題となっているからである。しかしこのケースでは、父が息子に対する売春の要求に対して毅然とした態度を見せることがなかつたという前述の特殊な弱みがあり、そこを強い態度で衝くという戦略がおそらくは例外的に適切となっている<sup>61)</sup>。その場合、通常は恭順すべき、しかも「幼い」息子本人からそれを主張するよりは、第三者による弁護に頼って攻撃する方がよ

---

↘技術の修得が主眼とされ、法自体も架空のものであることが多いレトリック文献においては、それはさほど大きな問題ではないかもしれないが。

61) Winterbottom は、全般的なトーンが特別に父に敵対的であるとしている。  
Winterbottom, *Minor Declamations*, p. 387.

いと考えられたということになろう。そうするとこの弁論における弁護の選択も、具体的なレベルでは新たな理由を提示したものであるともいえるが、それは大筋では講話で示されていた要素と共通する発想に基づいているものだと考えられよう。結局本人の人格によるよりも第三者の人格による方が弁論戦術の幅が広がるということだからである。

なお、廃嫡された息子の立場からする弁論は、この史料中だけで他に257、271、287、290、295、300、330、371、376、378と実に10例も存在するが、その全てが本人の弁論である<sup>62)</sup>。廃嫡が問題になるケースには、父の命令に従わないという事例と、何らかの（恥ずべき）悪行が問題とされる事例の二種類がある（271の講話もその趣旨を述べている）。そしてほとんどの場合における子の中心的な主張は、法の命じるところや許すところに従って行動したために父の命令に従えなかったとするもの（法の論点であって、恥ずべき経緯がないならば当事者も十分に主張できる）か、悪行と見える行為には実のところ恥ずべき事情がなかったとするもの（恥ずべき事情そのものを否認するならば、必ずしも弁護に頼る必要はない）かに収束している。また、当事者がそのような主張を自ら行うには幼すぎるといふ事情もまず現れてこないで、その点で弁護の必要性が加えられることもあまりない。しかも、廃嫡が問題となる多くの場合は子として慎み深い態度を見せることそれ自体が重要であることから、弁護を活用するよりも本人が自ら弁論する方が勝ると判断されているということもあろう<sup>63)</sup>。こうしてみると、廃嫡の原因に父の行動が挙げられて、幼い息子の弁護人からの非難の対象となる、という279の特殊性は際立っている。

62) なお、娘の廃嫡については前述の259の一例のみであり、これは弁護人が立っている。しかしその戦略としては息子の本人弁論の場合と同等以上に、父親への恭順の姿勢を見せることが大切とされている。

63) 以上のことと対応しているように思われるのが、クインティリアヌス『弁論家の教育』第七巻第四章第二七節における廃嫡問題の解説である。そこでは、父への攻撃的な弁論は避けるべきものとしているが、例外的には認められる余地を残している。

(史料8)『小模擬弁論集』302番

父を埋葬するために雇われた剣闘士

剣闘士は前14列に着席してはならない。ある男が、父を埋葬するために剣闘士に雇われた。見世物を披露する日に、動機を示す札を付けていたところ、人々の願いによって木剣を受け取った<sup>64)</sup>。その後、法によって騎士階級と定められているだけの財産を得た。彼は座席から排除される<sup>65)</sup>。

このケースでは、当事者が剣闘士として自ら雇われた<sup>66)</sup> 経歴を持つものであるため、そのこと自体が本人の属性や経歴の不面目さの観点から弁護を必要とする事情とされている可能性は低くない。そうするとごく簡単な説明で足りることになる。

しかし彼が騎士階級としても扱われていることを重視して、さらに弁論の内容を検討すると、本人が剣闘の試合を行わないうちに解放されたという経緯を根拠にして、法の解釈として本人が剣闘士には当てはまらなないと主張する部分が弁論の前半を占めていることが目につく。これは身売りした者本人が行う主張としては反発を招く可能性がある。さらに弁論の後半部分は、彼の動機が父の埋葬であったこと、その後も立派に生きて財産を築いたことを称賛する内容となっており、これは講話において弁護を要する理由として挙げられていた「当事者の称賛」を明確な形で満たしている例といえよう。しかもこの称賛は、きわめて個人的で特殊なものであり、彼の人格や経歴に照らしても定型的な称賛にとどまるものではない（後掲(c)参照）。なお、彼と同様の経歴の者が当事

---

64) 木剣は、通常は剣闘士が引退する際に渡されるものである。

65) *Auctoratus ob sepeliendum patrem*

*Gladiator in quattuordecim gradibus ne sedeat. Quidam ut patrem sepeliret auctoravit se. Die muneris productus sub titulo causae rudem postulante populo accepit. Postea patrimonium statutum per leges equitibus adquisivit. Prohibetur gradibus.*

66) しかも、剣闘を行わずして解放されても困らないということからすれば、仕事の対価を逐一受け取るというのではなく、ほとんど身売り同然の先払いの契約が想定される。

者として登場する例は、本史料には他に存在しない。

(史料9)『小模擬弁論集』317番

息子から挑戦された司令官

敵から挑戦されて戦わなかった者は、死刑とする。司令官の息子が、敵のもとへと逃亡した。父に挑戦した。司令官は単独で戦闘に向かうことなく、戦線に加わって敵を打ち負かした。その戦闘で、彼の息子もまた戦死した。挑戦されて戦わなかったかどで告発される。

講話

敵から挑戦されて戦わなかった者は、誰であれ罰せられるべきなのか。この法は、司令官にも適用されるのか。彼は敵から挑戦されたのか。彼は戦ったのか<sup>67)</sup>。

このテーマにおいては、本人の属性は「司令官」であり、特に本人に不面目な前科や悪評があったという設定もなく、本人が弁論することに何の問題もない事例にもみえる。問題となりそうなのは、この事案それ自体の経緯であろう。まず、敵の挑戦を受けないことは死刑相当の重い罪であるという設定がされており、おそらく敵前逃亡に類する不面目な罪と想定されているように思われる。しかもこの事案では、国を裏切った息子が挑戦者であったという芳しからざる事情もあるうえに、挑戦を受けなかったという事実認定それ自体は当事者間に争いがないので、なおのこと被告人が不面目な行いをしたとの評価は妨げにくい。ただ、被告人は同時にその戦場で勝利を得た司令官でもあるため、そのあたりの価値判断がいかようなものになるかにわかには断定できない（勝利した

---

67) *Imperator provocatus a filio*

*Qui provocatus ab hoste non pugnaverit, capite puniatur. Filius imperatoris ad hostes transfugit. Provocavit patrem. Ille non descendit in certamen solus, sed acie commissa vict hostes: in quo proelio et filius eius cecidit. Accusatur quod provocatus ab hoste non pugnaverit.*

*sermo*

*An quisquis ab hoste provocatus non pugnaverit puniri debeat; an haec lex ad imperatorem pertineat; an hic ab hoste provocatus sit; an pugnaverit;*

司令官は、例えば285においては、勇者と同じように報酬を得るものとされている)。

そのため、さらに前出の講話の枠組みとの関係で検討してみると、この弁論の講話の部分が目を引く。この講話はいわゆる「分割 *divisio*」を行っているタイプのものであり、この弁論においてどのような論点が存在しているかというものを分析的に整理しているものである<sup>68)</sup>。そして、その分割において挙げられている論点は、法の解釈とあてはめに関わるものばかりであり、これは前出の講話(史料5)において、本人にとって恥ずかしい事件について法的な論点を主張するためには、弁護人によるのが望ましいとされていたことを想起させる。もちろん、冤罪で他人を断罪して死刑を言い渡させたという場合の恥ずかしさと本件の事例におけるそれとは異質ではあろうが、少なくとも弁護の付与という点に限ってみれば、同様の考慮が働いている可能性は否定できないであろう。さらなる検討のため、弁論の実例の流れも見てみよう。

まず弁護人は、本件で問題となる法には例外の多いことを主張する。すなわち、病気の者や戦闘で障害を負った者、また司令官からほかの命令を受けた者などは、挑戦を受けずとも罰せられないことは明白であるとし、本件の弁護の前提を築く(317.2-4)。

本件における例外の主張は、被告人の父としての立場と司令官としての立場に関わる。まず司令官として、このような一騎打ちに応じる必要はなく、むしろ軽々に応じてはならないという。そのため、司令官には先の諸例外と同様、この法は適用されない。次に父としての立場から、そもそも「敵」という単語は「よそ者」であることを前提とした言葉なのだから、息子が相手方の場合には適用されないものであるという(317.5-10)。

そして最後に、父の言葉を代弁するという形式をとりつつ、父は息子を情によって殺害できなかったというのではなく、司令官にあわよくば家族殺しの悪名を着せようと挑戦してきた悪しき息子の手に乗らず、務めを果たして戦争に

68) 分割については、拙稿「古代レトリック再考(二・完)」142-145頁において実例とともに短い説明を加えておいた。

勝利し、結果として息子の命も奪ったということを強調し、被告人が国に貢献した優秀な司令官であることを主張する（317.11-14）。

これらの立論のどの部分をとっても、本人の弁論がためられる要素を有することが見て取れるだろう。まず、司令官が法文の主語として当てはまるかという定義の点については、それはそれとして筋が通っているとは考えられるために、一概に本人弁論が不適切とは言えない。しかし裏切った息子を自らの手で罰する機会を得ながら罰しなかったと糾弾されているであろう本人にとっては、司令官であるゆえにその義務が失われるということは強く主張しづらい可能性はある。

後者の「敵」の定義については、なおのこと本人による主張は困難であろう。まさに息子が裏切って敵になったという経緯が実質的な問題としては重要であるにもかかわらず、その一連の事情を捨象して、「敵」という言葉の定義をめぐる純粋な法解釈の問題として議論しているこのやり方は、例えば法学をたしなむ者にはよくなじむものかもしれないが、裏切った息子を自ら罰する機会を逃した被告人本人が主張するとすれば説得力に欠けそうである。

そして最後の部分は、父の言葉を代弁するという形式をとりながらも実質的にはまさしく「当事者の称賛」であり、これもまた弁護という選択を適切とする要素の一つとみることができよう。

これらのどの点を重視するかについては様々な可能性もあろうが、この事例における弁護の選択は講話の枠組みから説明できないほどのものではなさそうである。

なお、裏切り者の息子と父親が対峙し、父が自ら弁論するケースは本史料中だけで他に二例ある（304（国を裏切ったが神官によって命を救われた息子に対して、勇者となった父が死を望む）、387（父が勇者となり、裏切った息子の命を勇者の報酬によって救う一方で、父として廃嫡したことに対して、息子が争うケース））。いずれにおいても、父は罪に問われていない勇者であって、法的に認められた権限を行使しているにとどまる事例であり、父が違法行為を問われて被告人とされている本事例と同一視はできないであろう。しかも本事例

とは異なり、この二例での父親は裏切った息子を積極的に罰しているという側面がある（387は二面性があるが）。これらの事例からは、国を裏切った者の父であるというただそれだけの事情では、ただちに弁護人が与えられるべき不面目とは考えられていないということが分かり、その後の事案の展開が重要であることが推察される。

(史料10)『小模擬弁論集』345番

貧しい者が金銭によって独裁者殺しを行う

独裁者を殺害した者は、望む物を選択できるものとする。裕福な者が、貧しい若者に金銭を与え、独裁者を殺害させようとした。殺害した。報酬をめぐって争いが生じる<sup>69)</sup>。

このテーマは非常に簡潔で、ここから弁護を要する事情として取り上げられそうなのは、実行者である貧しい者が若者であったという属性ぐらいであるが、それ単体では弱いというほかない。ほかには、金銭を受け取って殺害し、さらに報酬を要求したことそれ自体が、貪欲さという観点から不面目であると考えられる可能性もありうるが、この弁論で直接触れられることはない。

このテーマにおける処理について参考になるのが382であり、そこでは実のところこのテーマとほぼ同じテーマのもとで、同じく殺害の実行者である若者側から弁論がなされている。そこでその内容を確認すると、「私が思うに、あなたは私をあたかも剣闘士か役者かを雇ったかのように、独裁者殺しに雇ったのだらう」と弁じられる箇所があり、当時における剣闘士や役者の社会的地位からすれば、この部分は本件の経緯に当事者にとって不面目な側面があることを示唆しているかもしれない。しかしこの部分の人称それ自体からわかる通り、実のところ382の弁論は弁護を採用していない。するとやはりこの要素は少なくとも決定的ではなく、講話の枠組みの中で考えるとすれば他の要素も関

69) Pauper ad tyrannicidium mercede conductus

Tyrannicida optet quod valet. Dives adulescenti pauperi dedit pecuniam ut tyrannum occideret: [et] occidit. De praemio ambiguit.



係しているということになる。そこで、382では現れておらず、講話の枠組みとも関係しそうな次の記述が、345においては目に付く(345.19)。

しかし彼は、事をやり遂げたときにそれらの報酬のことなど思い浮かべもしていなかったと誓っている。「私は忘れていたのだ」、と彼は言う、「何よりもまず、私の安全というものを。私は国と皆の幸福を目指した。そのとき、私に個人的に帰するものが何かあったとすれば、すぐに直面させられるこの貧しさにもたらされるであろう名声とその後の栄誉とであり、それで確かに力が一層容易に湧いてきたのだ」、と<sup>70)</sup>。

この言明自体は、引用の形でなされていることから了解される通り、本人がなしたとしても内容的に不自然なものではない。ただしこの訴訟の経緯を考えるならば、裕福な者からの金銭と報酬とをともに受け取るといういわば二重取りの是非を争っている構造の中で、実際に本人が自らの廉潔性を高らかに主張したとすれば、それが素直に称賛の対象とされて有利な結論につながるかという点には疑問がありうる。そのため、それを一つの理由として、弁護という形式が選択されている可能性があるだろう。第三者が本人を称賛する形をとることにより、同じ内容でもより本人に有利なインパクトを与えることができるという戦術が想定しうるわけであり、これは称賛を第三者に委ねるために弁護人を選任するという講話の枠組みによく適合する。

とはいえ、ほぼ同一の事例において382が弁護を採用していないという事実は軽くない。この弁論において弁護を採用せねばならない理由は薄弱であると言わざるを得ず、講話の枠組みが絶対的なものではないことを示しているものといえよう。

---

70) Verum hic se adfirmat ne praemia quidem ista spectasse cum faceret: 'Oblitus sum' inquit 'ante omnia salutis meae. Commodum civitatis universorumque spectavi, tum, si quid ad me proprie pertinebat, famam ituramque in posterum gloriam huius quae subinde obicitur paupertatis, si quidem facilius virtutem aluit.'

(c) 当事者の称賛という要素について

この項のまとめに入る前に、講話の枠組みのみならず以上で掲げてきた弁護事例にもしばしば現れてきた（しかも345においては、講話の枠組みを前提とする限りは弁護を採用すべき唯一の理由とさえも思われる）「当事者の称賛」という戦術について、本人弁論との対照を行っておきたい。すなわち、実際のところ当事者の称賛は弁護事例においてもつばらなされているのか、そうではなくて本人による称賛（自賛）も見られるとするならば、その現れ方に弁護における称賛との差異はあるのか、という問題である。

ただ、ある叙述が称賛に当たるかどうかの判断自体は読み手の評価に依存する問題であり、しかも古代ローマ人による評価を基準とするのが本来的には適当であるという、現代人にとっては高いハードルもある。それゆえここでは、見落としを防ぐために可能な限り緩やかな基準で、本人に対して何らかのプラスの評価を下していると読める部分を称賛であると仮に認定しておくとしよう<sup>71)</sup>。

その基準によって検討してみると、とりわけ当事者が勇者（戦争において活躍し、何か一つ望む物を得るかあるいは望む事柄を叶えられる権利を国から得た者）である場合において、自賛とみられる記述の登場頻度は高い<sup>72)</sup>。しかし

71) 緩やかにすぎるとも思われるが、クインティリアヌスも称賛という要素については演示弁論のみならずあらゆる弁論で現れてくるものであると考えているようであり（第三巻第七章）、演示弁論における定型化された神々や皇帝に対する称賛のようなものに限らず、相当に広い範囲のものが含まれたことは確かである。

72) 246（最も頼りにされている勇者であり、戦局を左右できるという趣旨の表現）、258（老いた勇者である自分の栄誉は、若くして勇者となった息子のものよりも大きいと主張）、271（敵に対して命を惜しまず戦った勇敢さを主張）、293（勇者が敵国の独裁者となることを望むにあたり、負けていれば自国がそうされていたと述べ、敵を多く殺害した自分は敵から非難されても、その敵にふさわしい報いを与えるのだと主張）、304（勇者が、神官よりも優先して願いを叶えられるべきとする主張の理由として、神殿を守り敵の神殿を焼く方が、神官の仕事よりも大きなことであると述べる）、315（裏切り者の父で勇者。勇者の報酬は、長い努力と多くの危険によって勝ち取ったものだという。このような言明は、共通のもの commune であると講話で明言もされている。258と同様、年老いてから勇者となったことも自賛）。

そのほとんどは、「戦争において活躍した」という勇者を認定する要件となる事柄自体から当然に導ける内容を述べているにとどまるものであり、特段に傲慢さを感じられるものではないように思われる。逆に言えば、その範囲での自賛は許される程度に勇者という人格 persona は有利なのであり、弁護人をその理由で必要とするものではなさそうであると推測できよう。

以上の考え方からすると、勝利した司令官に対する317の末尾における称賛は、内容としてはここで勇者に対してされているような定型的な称賛に思われ、それのみで弁護人を必要とする事情として十分であるとは考えにくいかもしれない。まさにあの事例では息子の裏切りに始まる一連の経緯こそが、本人の人格 persona に影を落としているということが裏付けられそうに思われる。

勇者の事例と類似のものに、勇者の墓から武器を掘り出して使い、戦争で勝利を得たのちに返却した者が、墓荒しで訴えられたという事例もある(369)。そこで被告人は、自分の行為は墓の平穏それ自体も含む公の利益を守るためにしたこと、しかもそれで実際に勝利したということを主張しているのであるが、この自賛もまた戦争での勝利者という被告人の属性からすでに導けるものであり、特段の傲慢さを感じさせる主張ではないのであろう。

他に、神官が敵の退却を条件として行った祭祀行為で敵軍の疫病を鎮めて、敵が約定通り退却したが、それが利敵行為とされ神官が告発された事例(323)においては、その祭祀が神殿と平和を守り、敵よりも自国の公益に資するものであったことを神官自身が主張している。神官もまた、勇者同様に報酬を得られるものとされている(しかも、報酬の数が3つと設定されている例もある<sup>73)</sup>)ほどに有利な地位にある当事者であること、そして祭祀行為は神々のための神聖な仕事であるという特殊性があることから<sup>74)</sup>、自賛を含んだものとしても本人弁論が選択されるべき事例なのであろう。

また、医師が哲学者と弁論家を相手方として、それらとの比較における自ら

---

73) 304のテーマを参照。

74) 神々のために働いているということで、神官が優位にあると主張するものには、殺人と聖物盗の両法を犯した者の財産の帰属を殺人の告発人と争う324もある。

の職の公益性の高さを称賛する268、親切心や人道性といったプラスの評価を保証人という立場に割り当てる273、あるいは、農夫が都会かぶれの息子に対して、田舎での生産活動が都会の繁栄を支えていることを指摘して田舎の暮らしを称賛する298のように、弁論者個人にとりよりも、その者の職業や立場に結びついた長所が称賛される場合もある。ここでの当事者は、勇者のように必ずしも有利な人格 *persona* を有するわけではないが、個人的なものでなくカテゴリー全体への称賛にとどまる限りは、勇者や神官という立場におなじみの称賛を行っている場合と同様、本人による弁論であっても傲慢さに対する反発は引き起こされにくいのであろう（268.21には、そのことを前提にしたと思しき記述もある。そこでは、自分自身を称賛するのではなく芸術という術 *ars* そのものをたたえるつもりなのだ、という趣旨のことが述べられている）。

本人の属性というよりは行為について、自賛のように見えるが、単に経緯自体から当然に導かれそうな記述がなされているケースもある。まず、海賊からの捕虜の買い戻し（身代金の支払い）に関する事例が二例ある。257（父を海賊から買い戻すのに危険を冒し、自分の貢献で父は助かったと主張する息子）と、343（貧しい男が意中の娘を海賊から買い戻し、その父が事前に約束していた通り結婚しようとしたところ、その娘を争っていた裕福な男が強姦して娘が結婚を選択したというケース。娘との結婚に値するのは、貧しいにもかかわらず、大きな危険も冒して買い戻した自分であると主張）がそれであるが、ここでは金銭の調達と危険な買い戻しの完遂を事実として主張する中で、自賛と見られる内容が生じてしまったものであろう。ここでの弁論は、この経緯の説明なくして主張すること自体が考えにくいような内容であり、自賛として問題視されるには至らないのではなかろうか。

また、勇者を育てたことへの称賛というケースが三例見られる。258（廃嫡された勇者の父（自らも勇者）が、育て上げた恩を主張し、勇者になれた力も勇気も自分から受け継いだものと述べる）、278（捨て子であった勇者の養父が、実父に対して、勇者を育て上げたのは自分であり、勇者の父としての報酬にふさわしいのは自分であると主張する）、372（勇者となった息子も、捨て子だっ

た彼を養父である自分が拾い育てたことには恩があると主張)がそれである。これらも、勇者を育てた者であるという認定がテーマにおいてなされた時点で、その者の人格と自然に結び付けられそうな内容を述べているにすぎないように思われる。

ただ、定型的な賞賛とは見にくく、自賛の不利を和らげることが難しいように見える事例も存在する。330(娼婦に使う金が欲しいと欺いて父から受け取った金銭で、離婚された母を扶養していた息子が廃嫡されたケース。母の扶養自体は本来称賛されるべきことだという前提で、自分がそうした経緯を説明することが自賛に聞こえるのでそれ以上は控えると述べる)、332(貧しい者が、自分の遺言において富裕な友人を全財産の相続人としていたことについて、しばしば財産目的で他人に近づく貧しい者がいる中で、自らの友情の真正さが証明されたものと述べる)、367(勇者である父が、報酬の選択を放棄したことで放蕩息子から精神錯乱で訴えられ、戦で傷ついた国のために報酬を放棄した気前の良さが精神錯乱の証になどならない、と反論)がそれである。これらについては、以上のような定型的な説明ではなく、本人弁論を行う理由を個別的に考察した方がよさそうである(そしてそれは、定型的な説明を試みた個々のケースにも、場合によっては同時に当てはまるものともなり得よう)。

330については、弁論の全体が子としての母への情の強調と、自分が援助していた母の窮状を訴えることによる同情の獲得にむけられており、戦術としては本人の弁論の方が他人を動かすものになるとの判断があるように思われる。しかもこの事例は廃嫡事案であり、前述のとおりもともと本人弁論が選択されやすいという事情もある。

332は、弁護が選択されていたとしても最も違和感のないケースであるように思われるが、本人に不面目な要素は何もなく、問題となる部分は賞賛といっても本質的には客観的な事実の摘示でしかないようにも思われるという点で、本人弁論でよいとされたのかもしれない。

367は一見すると勇者の事例であるが、勇者への定型的な称賛が問題になっているのではなく、報酬の放棄が放蕩息子から非難されたことに対する反論と

して、気前のよさという別種の自賛がなされている事例である。このケースについては、そもそも精神錯乱の訴えに対する反論として、本人が立派に弁論を行えることそれ自体が意味を持つと考えられることから、反論の具体的内容に多少の自賛行為が含まれても、本人が弁論する方がよいということなのであろう<sup>75)</sup>。また、本人が勇者であることによる人格における有利はこの場合にも健在であるから、なおのこと本人弁論が選択されやすいということはある。

以上の内容をまとめるならば、自賛が行われているケースでも、その多くは当事者の有利な人格や行動について述べる中で自然に現れてくるものであり、弁護の事例である260や302のように特殊な文脈の中で称賛がなされるものとは少しレベルが異なるようにも思われる。もちろん程度の問題ではあるのだが、より一層反感を買いやすい称賛について弁護が選択されているという可能性はあるのではなかろうか。

(d) 小 括

以上の検討を全体としてみれば、(史料1)、(史料2)及び(史料5)をはじめとする講話から導くことができる枠組みが、弁護による弁論のほとんどについて妥当しており、本人弁論と弁護弁論との対照によって検討した両類型の差別化の説明としても、ある程度は機能していることが見て取れる。講話の枠組みによれば弁護人が弁論する必要が導けないのに弁護人が弁論しているという事例はほとんど見られず、あるいはその反対に弁護を要するはずの事例で本人が弁論しているという例も多くないように思われるからである<sup>76)</sup>。

75) 316及び349も、冒頭に多少の自賛がされていると見られる精神錯乱の事例として挙げられる。また、精神錯乱の事例について解説するクインティリアヌス『弁論家の教育』第七巻第四章第二九節も、息子側には弁護人が立つ一方で相手方としては父本人が弁論するという構図を想定する。

76) ただし、確定した強姦犯人の309、女性に弁護人が与えられていない360、裏切り者の息子を持つ304や387など、価値判断によっては弁護人が与えられてもおかしくない本人弁論の事例もあり、弁護が「必要」となるボーダーラインがどこに引かれるのかは難しい問題ではあろう。

この模擬弁論史料全体において弁護がみられるのは、それを要求する一定のカテゴリー（女性、奴隷など）に含まれる当事者が現れる場合か、当事者の素行や事件における行動が不面目な場合か、あるいはそうでなくとも当事者本人の（恥ずべき）行いや立場などによって弁論の戦術が狭まっていたり、当事者個人への特別な称賛を戦術として必要していたりするような場合に限定でき、その範囲においては弁護が実際の弁論でも採用されている。講話の枠組みに従ったこのような推論は、それなりに説得力を持ちそうである。もちろん具体的な考慮要素としては、父を含む相手方に対する非難を行うという戦術など（245や279）、講話それ自体には現れていないものも見いだされたが、大きな枠組みが変更されるようなものではなかった。

そうすると、やはりとりわけ男性当事者の弁護について、現実の古代ローマ世界について通常想定されている弁護活動の広がりには比べれば、模擬弁論史料上は極めて限定的な範囲でのみ採用されているという結論になりそうである。また（史料1）が述べていたように、「ほとんどの」弁論において弁護の採否が検討されているのかも疑わしくなってくる。この現象の説明は簡単ではなからうが、いくつかの可能な道筋がある。

まず最も弁護という活動に対して低評価を下す姿勢で臨むならば、帝政期には実際に弁護活動が低調となっており、教育にもその実情が反映しただけであるとして、伝統的な「レトリックの教室学問化」及び模擬弁論の娯楽化という図式に引き付けて、この現象を理解することも可能であろう。すなわち、もはや帝政期には法廷弁護の練習を広く行う需要はなく、模擬弁論は法廷弁護の準備としての役割を失っていったのだと考えるわけである。

しかしそれに対して、そもそも市民の教養としてのレトリック教育の側面がある以上、一人称での弁論の練習が原則的な教育形態であり、典型的に特に弁護が必要と考えられる場合のみ三人称の形態をとっているということとはごく自然な教育的配慮に過ぎず、現実社会の弁護活動の低調さを反映すると考える必要などそもそもないと考える方が自然にも思われる。

これについてはもちろん、帝政前期におけるレトリックに基づく弁護活動の

衰退という図式はすでに退けられているとして、Crook のような研究者の著作や、その根拠とされていた様々な史料を援用することで、後者の理解を擁護すればすむことかもしれない<sup>77)</sup>。しかし以下では本稿に固有の仕事として、この史料の著者が弁護という活動をいかなるものとみているかが読み取れる部分についてさらに検討して、この史料に視野を限定した場合であっても、前者のような理解を是とするような内容が現れてきてしまわないかという点を確認してみようとする。この目的のために以下で検討するのは、弁護が弁論においては採用されているわけではないが、弁護人や弁論家が文中で登場してくる事例である。言い換えれば、上述のような弁論主体の選択という観点を抜きにした、著者の弁護に対するイメージそれ自体を反映しうる部分ということになる。

### (3) 弁護活動に対する認識——弁護人が登場人物となる事例

弁護人についてもっとも多くの記事がなされているのは268であり、それは弁論家の仕事に対する医師による批判の弁論という形をとっている。

#### (史料11)『小模擬弁論集』268番16節～17節

哲学者については十分に述べた。弁論家の話題に移るとしよう。この訴訟に、彼が雄弁に信を置いて赴いてきただろうことを私は分かっている。裁判において自分に大いなる力があると考えているのだ。ときに、悪い事件も強引に勝利する。そして実際、正義が通用するところでは、雄弁が何になるというのか。それゆえ彼らは、国に何をもたらすというのか。事物の本性がその恩恵によって人々に、言葉によって説明しなければ何物も存在しないように教えたことは確かであるから、言葉をめぐってなされるあらゆる努力が、装飾に向けた空虚な労苦であるとは主張しないでおく<sup>78)</sup>。しかし、全てが同じ論点に立ち戻って

77) 拙稿「古代レトリック再考」Ⅱにおいて、この主張に連なる重要な諸研究を紹介しておいたところである。本稿の註43)でも言及したクインティリアヌスの弁護実務に関する生き生きとした記述も、その裏付けとなるかもしれない。

78) この部分については多少の不明瞭さが感じられるが、クインティリアヌス『弁論家の教育』第二巻十六章及び第三巻第二章冒頭における記述が関係すると思われる。



くる。あなたは国にどう役立ったのか。誰かがあなたの弁護によって守られた。しかし相手方は損害を受けた。被告人を危険から救い出した。しかしそこから彼が有罪か否か知ることができるだろうか。無実ということは確かにそれ自体、力があるのだ。あなたが告発して、誰かが断罪された。そこから、雄弁の悪徳があるかどうか知ることができるだろうか<sup>79)</sup>。

この弁論において弁論家は何よりもまず法廷で働くものとされており、その雄弁さをもって弁護、告発に活躍することが述べられている<sup>80)</sup>。もちろん、この弁論は医師による弁論家に対する攻撃であるから、評価としてはすべて否定的な方向に帰着していくわけであるが、その評価のベクトルよりも、その根本にある弁論家の性質の認識がここでは重要である。雄弁の能力によって法廷で弁論家が活躍するというこの認識は、さらに334において、反逆者が弁護人の巧妙な技芸 *ars* によって放免されることに対するおそれを人々が抱いている、と述べられていることとも通じる。まさに弁論家は変わらず雄弁な法廷弁護人とされているのであり、教室にひきこもるような存在としては描かれていない。彼らが受任する事件に限定があるようにもみられない。

また334においては、そのような仕事を弁護人が金銭を受け取って行うもの

---

79) *Haec de philosopho dixisse satis est: transeamus ad oratorem. Quem intellego fiducia eloquentiae ad hanc descendisse causam. Multum se valere in iudiciis putant; rapiunt malas aliquando causas. Et sane si iustitia valeat, quid est eloquentia? Quid ergo civitati conferunt? Illa enim sane remittamus, omne circa verba studium et, cum rerum natura beneficio suo ita homines instruxerit ut nulla res non voce explicetur, supervacuum quendam in exornando laborem. Eodem redeant omnia: quid civitati profuisti? Advocatione tua defensus est aliquis: sed laesus qui ex diverso erat. Eripuisti periculo reum: unde scio an nocentem? Innocentia quidem per se valet. Damnatus est aliquis accusante te: unde scio eloquentiae vitium sit?*

80) そしてここにいう雄弁が、ギリシアからローマへと共和政期に伝わってきた古代レトリックと結びついたものであるということは、333からも確認できる。そこでは、弁論家になるためにアテナイへの留学費用を出してもらい、弁論家として帰国して、実際に法廷で弁論したという設定の貧しい若者が、当事者として登場している。

であるという認識が示されていることも重要である<sup>81)</sup>。この弁論の事例は、反逆罪の被告人のために無罪を勝ち取った弁護人が、約束していた報酬が支払われなかったために、その者を再び反逆罪で訴えて有罪にしたというものであり、そこでは報酬を受け取ること自体が問題視されているわけではない（おなじみの、多くの報酬をむさぼる欲深い弁護人であるとする非難は向けられているが）。

これらの事例では、レトリックの能力を生かしてさまざまな訴訟において当事者のために働き、仕事として報酬を受け取りもするという帝政期の弁護人像と矛盾しない描写が行われており、弁護が講話で示されたような特定の状況に限定された活動であるというイメージをうかがわせるものは何もなく、弁護活動の実務からの退場を示唆する描写も特にない。もちろんこれらのわずかな記述だけで、社会における弁護人の活動のありようを推測するなどは無理な相談である。しかし少なくともここから読み取れそうであるのは、教育の場面において教えられていたと思われる、本人弁論との対比において弁護が有する特別な利点に基づく弁護事例の選定のやり方と、社会的な存在としての弁護人のあり方に対して教師が有していたイメージとは、必ずしも直接結びついているものではないということである。

#### 4、おわりに

本史料において弁護が登場する弁論を総当たりの見えていった結果、講話の枠組みを軸とすることで、本史料におけるほとんどの弁護の選択理由が総合的に説明できるということが見えてきた。弁護という形式を選択するにあたっては、社会の現実において想定される弁護事例の雑多さをそのまま引き写したようなあり方によるのではなく、特別の教育的な意図が働いていたことが推測できよう。その意図を概括的に推測するならば、第三者が弁論することそれ自体による有利がいかなるもので、どのような事例、どのような主張においてそれ

81) 弁論家の仕事が法廷での弁論であるという認識は、先に紹介した302においても、戦うことのなかった剣闘士が剣闘士と呼ばれえないのは、裁判をしたことのない弁論家が弁論家でないのと同様だ、という比喩において言明されている。

が働くものであるかということ、実際の弁論の練習において示すということではなかろうかと思われる（詳しくは前掲3(1)末尾における整理を参照）。

以上のことは、二つの方向において意味を持つ。一つには、第三者の視点でもっぱら弁論する者（＝法廷弁護人）を養成するという目的を模擬弁論が主としているのならば、三人称による弁論をそのような制限なしに練習させてもよいであろうところ、教師はそうしていないということ。そこからは、模擬弁論の教育が市民自ら法廷弁論を行う（当事者の一人称による弁論）能力を醸成することに軸足を置いているように見える、という結論を引き出しうる。そして二つ目は、第三者による弁論をそれにもかかわらず明示的に、その具体的な長所も含めて意識させたいと、練習させているのも事実であるということである。とりわけ女性当事者の場合にはほとんどのケースで弁護が選択されていることから、様々な事件類型について結果として弁護の訓練ができてきているということも見逃せない。また第三者の視点の意識は、告発人の弁論を練習させる際にもある程度なされることになろう。

以上のような二つの認識は結局のところ、最初にいわば「常識」として掲げたレトリック教育の二面性にフィットする結論であって、新奇さはない。市民の教養としての教育を主としつつも、重要な専門的活動であり続けていた法廷弁護の訓練を、特に必要なケースに絞ってではあるが行っていた、というだけだからである。

ただここで念を押しておく必要があるのは、このことをもって模擬弁論教育が「市民の教養」レベルで構想されているもので、もっぱら「教室学問」あるいは教養ある者の遊戯に過ぎず、実社会において優秀な弁護人の養成に役立つものではなかった（からレトリックに基づく弁護活動はレベルも低下していった）、という指摘が正しくなるわけではないということである。前項で検討した通り、それは必ずしも連動すべき評価ではないし、この訓練によって到達可能な想定レベルは、さらに詳細な内容的な吟味をもってしか測りえない。その内容的な吟味は、「はじめに」において述べた通り、別稿において本格的に行っていくことになる。

特に今回しばしば参考にした「講話」の部分は、その性質上常に第三者の視点から弁論に対してなされるコメントになるわけであり、この史料の著者が考える適切な弁論教育のあり方を総体的に把握するために、今後詳細な検討を欠かすことのできないものである。そのような講話の重要性は、講話の枠組みが少なくとも弁論事例の決定においては弁論事例の大部分にも統制を及ぼしているようにみえると結論した本稿の検討においても、垣間見えたのではないかと思われる。この気づきは実のところ、本稿の本来的な目標につながるものではないにせよ、意義深い成果であるかもしれない。今後は、本稿でもその片鱗を見せたレトリック教師の議論の技術を、講話を重要な導きの糸としつつ、さらに広い視野から精査し、その実践における有用性を具体的に検討する作業に入っていくこととなろう。それが本来的には市民教育により一層向けられたものなのであろうと、弁論家教育により一層向けられたものなのであろうと。

模擬弁論に登場する弁護

表：弁護がなされている事例の一覧

番号	弁護される当事者	相手方当事者	事案の性質	備考
245	男性(金銭の受託者)	受益者	受託金不返還の制裁	(史料6)
247	女性(強姦被害者・結婚選択者)	加害者(夫)の親族	遺産の請求	(史料2)
250	男性(不名誉者)	不法侵害者	原告適格の有無	
251	女性(強姦被害者・離婚された妻)	(元)夫	不当離婚の訴え	(史料1)
259	女性(廃嫡された娘)	父	廃嫡の適否	
260	男性(裕福な若者)	告発人	国家反逆罪	(史料1)
262	女性(離婚された妻)	夫	不当離婚の訴え	
264	女性(受遺者)	遺言者の親族	遺産の請求	被害者は死か財産を選択 (史料7)
272	女性(戦死者の母・元捕虜)	告発人	機密漏洩の罪	
276	女性(強姦被害者・財産選択者)	加害者(夫)の親族	遺産の請求	(史料8)
279	男性(廃嫡された息子)	父	廃嫡の適否	
299	女性(兄の父殺しの告発者)	告発人	兄の墓を荒らした罪	(史料8)
302	男性(元剣闘士?)	告発人?	座席からの排除と制裁	
306	女性(捨て子の母・否認者)	自称捨て子(英雄)	報酬としての婚姻請求	子と認めさせる狙い
310	男性(強姦加害者・英雄)	政務官?	不名誉付与への異議	(史料5)
313	男性(死刑冤罪の告発人)	告発人	死刑請求	
317	男性(司令官・裏切者の父)	告発人	挑戦を受けなかった罪	(史料9)
325	女性(夫公認の姦通者)	夫(姦通者の相続人)	遺産の請求	曖昧な受遺者指定の解釈
327	女性(離婚された継母)	夫	不当離婚の訴え	(史料3)
331	男性(二度にわたり加害で有罪)	告発人(断罪失敗)	死刑請求	
338	女性(離婚された妻・母)	子の実父と称する者	子の引渡請求	夫が子を自称実父に引渡し
340	男性(自由を主張する奴隸)	主人	自由の主張	(史料10)
342	女性(自由を主張する奴隸)	主人	自由の主張	
345	男性(貧しい若者・独裁者殺し)	富裕な教唆者	報酬の帰趨	女性は結婚時に父から廃嫡
368	女性(強姦被害者・離婚された妻)	夫	忘恩の訴え	
380	男性(罰せられた奴隸)	主人の相続人	不当な罰への訴え	法は嫁資倍返し。死を請求 (史料4)
383	女性(強姦被害者・妻)	夫	不当処遇の訴え	
385	男性(娼婦に惚れ薬を贈った若者)	娼館の主人	加害訴権	

原告(告発)側弁護

250、251、262、276、325、327、331、338、368、380、383

被告側弁護

245、260、272、299、302、306、313、317、385

不明確なもの(廃嫡を含む)

247、259、264、279、310、340、342、345

\* この研究は、JSPS 科研費番号18K12619 の助成を受けたものです。